

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和7年12月11日（木）
午前10時01分～午前11時51分
場 所： 第一委員会室

出席委員 (5人)	委員長 委員 委員 議長	きりき 優 橋本 由美子 本間 としえ 三階 道雄	副委員長 委員	中島 律子 折戸 小夜子
--------------	-----------------------	------------------------------------	------------	-----------------

出席説明員	健康福祉部長 (兼) 福祉事務所長 福祉総務課長 保険年金課長 介護保険課長	伊藤 重夫 松崎 亜来子 河島 理恵 齊藤 義照	保健医療政策担当部長 (兼) 子ども青少年部参事 生活福祉課長 高齢支援課長	本多 剛史 関 隆臣 五味田 福子
-------	--	-----------------------------------	---	-------------------------

案 件

	件 名	審 査 結 果
1	第103号議案 多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決すべきもの
2	所管事務調査 重層的支援体制の整備について	了承
3	特定事件継続調査の申し出について	了承

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	後期高齢者医療保険料の改定案について	保険年金課
2	令和8年度国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果について	保険年金課
3	多摩市総合福祉センター役割・機能評価委員会および市民ワークショップについて	福祉総務課
4	多摩市地域福祉計画（素案）について	福祉総務課
5	第二次多摩市再犯防止推進計画（素案）について	福祉総務課
6	多摩市民生委員・児童委員の一斉改選状況について	福祉総務課
7	生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について	福祉総務課
8	不足額給付金の制度概要・実績について	福祉総務課
9	令和7年度上半期（4月～9月）生活保護相談・申請状況等について	生活福祉課
10	第10期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和9～11年度）の策定スケジュールについて	高齢支援課 介護保険課
11	令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて	介護保険課
12	多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金について	介護保険課

午前10時01分開議

○きりき委員長 ただいまの出席委員は5名である。

定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

○きりき委員長 本日配付された委員会及び協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、第103号議案多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

○本多保健医療政策担当部長 それでは、第103号議案多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について提案の理由を申し上げる。本議案については、令和8年度より多摩市国民健康保険税のうち未就学児に係る均等割額を免除するための改正を行うとともに、併せて必要な文言整理などの規定整備を行うものである。改正内容の詳細については河島保険年金課長より説明をする。

○河島保険年金課長 国民健康保険であるが、人口減少、就業年齢の引き上げなどの要因から加入者が現在減少している。国保の加入者は、フリーランスの方やいわゆる第一次産業の方もいらっしゃるが、特に都市部においてはお勤め先の健康保険の対象外となる非正規雇用者、様々な事情で就業できない方、また年齢によりリタイアされた方が中心となっている。加入者にご納付いただく国民健康保険税は、所得に応じた所得割のほか、ゼロ歳の赤ちゃんにも等しく課税される均等割の2方式をとっている。加入者それぞれの金額を合計し、世帯主に一括課税するという制度になっている。つまり、1世帯に国保の加入者が多いと世帯主の負担が大きくなってしまいう仕組みになっている。そのような仕組みであることと、子育て支援の一つとして令和4年度から国が一定の財政支援のもと、国保の未就学児に対し均等割を半額にする制度を開始した。ただ、依然として均等割の半額は負担しなければいけないということで、全国市長会や全国知事会は国に対し、子どもの均等割軽減の拡充を求める要望を継続して行っているが、現在のところ当該要望は実施に至っていない。ただ、2027年度、令和9年度に均等割半額を高校生世代まで拡充する検討に入ったという報道がなされた。

多摩市国保では、こうした状況や子育て世帯のさらなる負担軽減を図るため、令和6年に多摩市国民健康保険運営

協議会に負担のあり方について諮問し、答申を得たこと、少子化、物価高騰対策、また複数の会派からもご要望をいただき、令和8年度より独自の保険税の減免制度を実施したいと考えている。

減免の内容をご覧願う。現在全国国保の一律で実施している未就学児均等割半額の減免の残りの半額を減免するものである。資料の図のちょうど黒い部分になる。そもそも未就学児に限らず、国民健康保険税は世帯所得に応じて均等割額が7割、5割、2割と軽減される制度となっている。図で言う白いところになる。その軽減した額を減免することになる。もっと簡単に申し上げると、未就学児は未就学児本人の所得がなければ本人の負担はなしということになる。

なお、資料にはないが、未就学児世帯の軽減世帯割合は現在約60%、国保加入者全体の軽減世帯割合は約52%という状況になっている。

少し飛んで、影響額のところをご覧願う。おおむね600万円程度と試算している。資料のモデル世帯令和7年度の均等割額が医療分と後期分を合わせ年間4万2,600円で、世帯所得の軽減なしとなると、未就学児1人分は国制度の軽減で半額2万1,300円、2人分であるので4万2,600円軽減となる。

今後の予定となるが、本会議でそれに係るシステム構築費用の補正予算を計上させていただいている。令和8年度の当初課税より適用していきたいと考えている。説明は以上となる。

○きりき委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 実施時期のところで、年度当初課税は6月にお知らせが来るが、4月からの分という形で解釈をしていいのかどうか、その点をまず確かめたい。

○河島保険年金課長 そうである。実際は国保税は10期に分けているので、6月に送るが4月分からの適用ということになる。

○橋本委員 先日議場でもやり取りがあったが、令和9年から高校生までを国も考えているという答弁だったが、これは当然半額を国が出すということだと思うが、こうなると、先ほど今の時点では423人、実際にやるときには380人程度に来年4月からはなるという試算も出されているが、高校生まで再来年からやるとして対象の人数を今つかんでおられたら、粗々でよいのでお答え願う。

○河島保険年金課長 現在のところ高校生世代となると1,500人程度になる。

○橋本委員 現時点ではという感じで、国保も子どもさんの数は総体的に減っていくような状態だと思うので、多分現在小学校に入学する人が40人いれば、来年何人かいて、それで赤ちゃんとして入ってくるというのがあると思うが、この1,500人というのもふえていく傾向にはないと思う。ところで、当然今の考えだったら未就学児の子どもさんまでは全額減免が今度できるということであるが、多摩市としては小学生・中学生・高校生のこの2分の1を市が負担して全額減免する考えがあるのかないのかお答え願う。

○河島保険年金課長 子育て世帯の支援という観点からは当然検討の余地はあるかと思うが、一方で、国民健康保険は制度全体の持続性と給付と負担の公平性も確保しなければいけないことになっている。独自減免の拡大については財政面での影響も精査する必要がある。その辺については、未就学児減免をこれから開始しようという現段階においては、こちらとしては拡大というところまではまだ考えていない状況になる。

○橋本委員 それから、統一化されたときにはこの限りではないという趣旨のことが議案説明のときの資料に書かれているが、これは要するに2分の1を市が出すというような形はそのときをもってやめるという考えを示しているを受けとめてよいのかどうか。

○河島保険年金課長 国が進める保険料水準統一となると、同じ都道府県内で同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料率とするという方針であるが、これは給付と負担の公平性の観点からは十分理解できるものにはなる。そうになると、独自減免の継続については、こちらがやめるというよりもできなくなるのではないかという考えを持っていて、そのあたりを想定しているところである。

○橋本委員 最後になるが、統一化は、その時点で国保に入っている子どもさんの家族が何人くらいいるかわからないが、それまでよりも後退させてしまうということで、国からの一律化は、全部システムで全国統一したり東京都と同一になると、ある意味行政の軽減にはなっても個人個人の家庭には新たな負担がかかってしまうことにもつながるので、ぜひその辺のところは慎重に、そして声を上げていっていただきたいと思っている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。橋本委員。

○橋本委員 第103号議案多摩市国民健康保険税条例の一

部を改正する条例の制定について、可決の立場で討論する。

国民健康保険の加入者は退職後の年金者や非正規労働者、自営業の方が多く、一般的な組合健保や共済健保に比べ収入に対して高い保険料になっており、それ自体大きな問題である。また、国保には収入に応じた所得割と全員が同じ額になる均等割を合わせて払うことになり、子どもの多くいる家庭は子どもの均等割だけでも大きな負担である。

私たち日本共産党は、せめて子どもの均等割はなくすことを多摩市にも要求してきた。4年前に国の制度として就学前の子どもの均等割半額の制度がスタート、残りの半額は多摩市が負担して全額減免実施すべきと要求してきた。今年の1月16日にも改めて市長に申し入れを行った。

今回の対象は約380人、市の負担としては538万円を予想しているという資料もある。国保世帯は小学生以上は全く減免制度はなく、大人と同じように均等割額4万2,600円を払っている。国は半額減免を計画しているが、残り半額を多摩市が負担し、収入のない子どもの均等割は早急になくすべきである。また、統一化を見据えた答弁があったが、統一化は制度を後退させるためのものではないはずである。一日も早く18歳までの均等割ゼロを目指していただき、多摩市の基準が後退することのないよう施策を進めていただきたいと思う。

最後に、この後協議会でも報告される国民健康保険運営協議会に諮問される来年度の国保税についても、物価高騰の中、国保税は据置きし、国民健康保険加入者の暮らしを守るよう求め、討論とする。

○きりき委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいま意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よって、これより第103号議案多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

○きりき委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

日程第2、所管事務調査、重層的支援体制の整備についてを議題とする。

本件は継続案件である。

本件について、令和7年6月17日の健康福祉常任委員会で2年間のテーマを重層的支援体制の整備についてとした。

その後、令和7年9月11日に行政視察等の調査研究を行った成果については、その調査結果を市政への要望提案としてまとめ、なおかつ市民にも報告する必要があるということで全委員の合意が得られたため、2年間のテーマを所管事務調査として正式に位置づけた。

所管事務調査に位置づけてからこれまでの間、テーマに関連した先進市として、10月8日から9日にかけて愛知県長久手市と稲沢市へ行政視察を実施した。10月8日の長久手市役所では、長久手市の重層的支援体制整備事業について、重層的支援事業を横断的に進めるための市長直轄組織を新設し、庁内連携会議を設置して重層的支援を推進してきたこと、行政、市民、社会福祉協議会等の民間団体等多機関がそれぞれの強みを最大限に発揮し協力して課題解決に取り組めるよう包括的支援体制を構築したこと等のお話を具体的な取り組みを交えて伺った。

翌日の10月9日の稲沢市役所では、社会福祉協議会と市が一体となって重層的支援体制整備事業を推進しており、中でも誰1人取り残さない相談支援事業、稲沢市e nモデルでは多機関協働による包括的支援体制づくりを可視化し、各関係機関が受け止めた複雑複合的な課題を抱えた相談や専門外の相談を福祉の拠点である福祉総合窓口が集約し、3段階のケース検討会議において、様々な専門職により複合的な視点から世帯全体の支援方針を検討しているとのことだった。その他参加支援事業の一つである稲沢市恩送り隊の活動内容や、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備の事例について等のお話を伺った。

ここまでこのように進めてきたが、今回の視察を通して得られた知見については、委員間で振り返りを行い、テーマに関する課題は何かも協議しながら、次の調査研究にどのようにつなげていくか議論を深めていきたいと考えている。

については、今後とも先進市の視察や意見交換を行うなど調査研究を進め、重層的支援体制の整備について協議を行っていくことでご異議はないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 ご異議なしと認める。

最後に、所管事務調査については毎定例会で進捗状況を報告することが議会運営委員会において確認されているので、本定例会最終日に報告をする。報告の内容については委員長にご一任いただきたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

また、本所管事務調査については、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

日程第3、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件は別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。

この際暫時休憩する。

午前10時20分休憩

(協議会)

○きりき委員長 ここで協議会に切り替える。

では、協議会事項1番、後期高齢者医療保険料の改定案について、市側の説明を求める。

○河島保険年金課長 75歳以上の方が加入している後期高齢者医療保険の保険料は、この根拠法令である高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項の規定により、医療費や現役世代との人数のバランスなどを考慮し、2年に一度改定される。ちょうど診療報酬改定年度と同じくしている。資料に記載はないが、令和8年度と令和9年度の保険料改定の前提として、東京都広域連合全体の被保険者数は、令和8年度は179万人、令和9年度は178万8,000人と推定している。直近10月末現在であるが、多摩市の被保険者数は2万6,266人、東京都広域連合全体で178万6,947人となっている。医療費推計は令和8年度、令和9年度2か年で3兆3,405億円となっている。前回の改定のときの増加率よりも1.66%増ということで推計をしている。

(1)の見直しの経緯の2行目の終わりにあるが、市区町村の意向調査や会議での議論、保険料の増額想定等を踏まえ、制度改正による大幅な保険料率の増額を抑制するため、東京都広域連合独自の特別対策を引き続き実施する予定となっている。

特別対策については、(2)の表の下にある米印の1番目に記載した。東京都広域連合全体で2か年分、230億円を見込んでいる。多摩市の負担分、これは一般会計からの繰り入れになるが、各年度1億4,000万円程度の負担を見込んでいる。

さて、改定案になる。(2)の表、算定案(特別対策あり)

のところをご覧願う。医療分になる。均等割額は3,800円増の5万1,100円、所得割は0.7%マイナスの9.6%となる。均等割の上げ幅が大きくなっているところになる。

子ども・子育て支援分である。東京都広域連合全体で納付すべき金額から算定しているが、あくまでも国からは参考値ということで示されている。均等割が1,300円、所得割が0.25%となっている。子ども・子育て支援分については、後ほど説明する国保事業費納付金仮算定結果でも示すが、国から詳細な説明が届いていない。数値のみ示されている状況であるので、その部分のご理解いただくようお願いする。

表の下、米印の2つ目、12月末の国通知で示されるものは診療報酬改定、給与所得控除の影響、そして今回均等割の上げ幅が大きいことはおわかりになったかと思うが、均等割軽減の判定所得の改正内容の影響があると思われる。それを反映した形で最終案が1月下旬開催予定の東京都広域連合議会に上程・審議の予定となっている。

最後に(3)広域連合規約について、さきに説明した東京都広域連合独自の保険料増加抑制特別対策が継続の場合、規約の一部を変更しなければならず、地方自治法の規定に基づき、3月の市議会でご承認をいただく必要がある。参考になるが、保険料比較を入れている。説明は以上となる。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、協議会事項2番、令和8年度国保事業費納付金・標準保険料率仮算定結果について、市側の説明を求める。

○河島保険年金課長 国保事業費納付金と標準保険料率仮算定結果について説明する。国民健康保険特別会計の中で歳出の約65%を占めているのは、被保険者の皆さんが受診し窓口で支払った額を除いた額を医療機関等へ支払う保険給付費となる。ご本人負担が3割の場合、7割分となる。ご存じかもしれないが、おさらいということで説明させていただきます。

平成30年度に国民健康保険が東京都と市区町村の共同運営となって以降、保険給付費は、市区町村が東京都へ納付する国保事業費納付金が財源となっていて、これを納付するための財源が保険税となっている。保険税は一旦東京都へ納付する。東京都はそれに国都支出金などの公費を加え、普通交付金として市区町村へ交付する。国保特別会計歳入の都支出金の中に普通交付金という項目がある。歳入全体の約66%を占めており、それにより保険給付費が支払われ

るという仕組みになっている。国保事業費納付金は、東京都市区町村全体での保険給付費額や被保険者数、国から示される公費の概算額などから翌年度の試算をし、まず仮算定結果が示される。

令和8年度の仮算定結果は、資料の1番目の表の納付金額合計欄をご覧願う。44億1,944万8,000円になっている。内訳が上段にあるとおり医療分と後期高齢者支援分は対前年度比マイナスとなっているが、介護保険料相当分に当たる介護納付金分がプラス7.8%、子ども・子育て支援金の新設により子ども・子育て支援金の国保納付分は9,152万7,000円になっている。東京都全体でも被保険者数はマイナス2.4%となっているが、保険給付費は0.1%増となっている。つまり、1人当たりの保険給付費が増加しているということになる。

表の下にある賦課すべき保険料必要額は、納付金額合計から国都の支出金、公費を除いて保険料収入でこの額を確保する必要があるという額になる。

続いて、次の表であるが、この仮算定をもとにした標準保険料率となる。標準保険料率は資料の上段の賦課すべき保険料必要額を標準的な収納率で算出した額となる。本市国保の保険税率との差を参考に記載している。子ども・子育て支援金については、まだ十分な情報が得られていないが、東京都市区町村全体での支援金額は約90億6,835万2,000円、これを各市区町村の所得状況、18歳未満、18歳以上それぞれの被保険者数から各市区町村別の納付金額、標準保険料率を算出している。18歳未満の均等割額が全額軽減になるとことから、その軽減試算額を18歳以上被保険者数で割った金額が18歳以上均等割額ということで別に示されている。

年明けに確定した金額が示される予定となっているが、変更想定事項としては、後期と同様、診療報酬改定による影響、国が関係する公費の算定係数の変更、また東京都全体で令和6年度の決算剰余金があるので、それをどの程度納付金の減算に活用していくかなどがある。説明は以上となる。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 仮算定という形で、しかも全体の額しかお話しにならないので、各家庭にどうなるのかというのはなかなか難しい、ここから読み取れ、しかも課長が言われるように細かいことは今月末ということで、1月にならないと本当に実際はわからないと思う。それはそれとして、多摩市は18日に国民健康保険運営協議会に諮問すると事前

に聞いているが、この日程は変わらないのかと、そのときには当然諮問するわけであるから、見ただけで前回だったら6%上げる、その何%ということも当然出てくると思うが、その辺の諮問する今の市の基本的な考え方をお答えいただきたいと思う。

○河島保険年金課長 12月18日諮問の予定は現状のところ変わっていない。

○本多保健医療政策担当部長 来週諮問を行う内容のご質問であるが、今説明があったように来年度新たに子ども・子育て支援金に加わってくるので、この部分だけでも負担が増すかと捉えているところである。あと診療報酬改定が今行われており、これもはっきりすると保険料がどうなるのかに影響がさらに加わってくるということがある。

そういった増要因があるのと、あとは市民の皆さんの生活の状況、物価高騰が今非常に叫ばれている中で、国もいろいろな対応しているということでは、市民の生活は今非常に苦しいだろうというようなことも加味した上で、そういったものを考慮した上で諮問することは考えているが、具体的な料率についてはまだ内部で検討している段階であるので中身については今申し上げることはできないが、いずれにしても市民の生活、納付意欲に影響がないように我々としては考えていかなければいけないかと思っているところである。

○橋本委員 皆さん意欲はあっても払い切れないのが現実で、先ほど出てきた子どものときも500万円くらいの収入がある中で、税金はいろいろ取られていくのに40万円近い保険税を今年度は払わなければならない。それが滞納されたりするといろいろ医療にかかるときに支障を来すので皆さん第一に払う予定に苦労されている、市民側からすればそういう実態がある。

それで、これだけの数字を見ると、均等割、特に子どもの均等割が話題になるのは、子どもが多い家庭に本当にダイレクトに、だから前回も国民健康保険運営協議会から均等割については考え直してくれという意見が出るのも当然だと思うが、この均等割と所得割について同率のアップを考えているのかどうか、配慮を考えているのかどうか、その辺をお答え願う。

○本多保健医療政策担当部長 具体的な保険税率については、先ほど申したように今はまだ内部検討している段階であるので内容を申し上げることはできないが、所得割、均等割という2つがある中で、所得割についてはそれぞれの所得に応じてとなるが、一方、均等割については所得のある方もない方も均等に課税させていただくような税の性質

があり、これについては所得がない方に非常に影響を及ぼすことは我々としても承知しているところであるので、そういった影響も考慮しながら諮問内容については考えていきたいと思っている。

○橋本委員 今の時点ではこの額がどうであるとは私も言えないし、また皆さんも今準備をされていると受け止めるが、12月18日に諮問がされたら、諮問案は即公開されると受け止めてよろしいか。

○河島保険年金課長 言われるとおりで、そのようにする予定になっている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、協議会事項3番、多摩市総合福祉センター役割・機能評価委員会および市民ワークショップについて、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 お手元の資料をご覧ください。多摩市総合福祉センター役割・機能評価委員会及び市民ワークショップについて報告をさせていただきます。

1項目めの委員会及びワークショップの趣旨である。皆様ご承知のとおり多摩市総合福祉センターは、令和8年で開設から30年近くたつところである。大規模改修を予定しているところであったが、現在その時期を延伸させていただいているところである。黒ボチの上から3つ目のあたりを見ていただければと思うが、総合福祉センター開設後25年以上経過する中では、人口減少や少子高齢化の進行、担い手不足など地域での支えが希薄、一方で元気高齢者の増加や障がい者の社会参加が進むなど、施設が建てられた頃からは地域福祉を取り巻く状況が大きく変化している。

このため総合福祉センターの今後のあり方を検討するに当たっては、単に建物や施設整備の改修を行うのではなく、改めて今後の福祉行政や市民ニーズを見据えた上で、その役割や機能も検討する必要があると考えているところである。そのため、今回学識者及び多摩市内の福祉分野に識見を有する方々で構成する委員会を組織した。こちらの委員会にて今後の福祉行政や市民ニーズを見据えた役割や機能の検討を行う。そして、市民とのワークショップを全3回実施する。

2番、委員の構成や項目は下表のとおりである。

続いて、次のページにスケジュールを書かせていただいているが、委員会及び市民のワークショップをこちらの表のとおり実施させていただく。市民のワークショップは来

年の2月～3月で実施させていただく。米印のところに書かせていただいているが、市民ワークショップに関しては、参加者間の情報格差を可能な限りなくした状態で議論したため3回全て出席していただく方式をとっており、現在たま広報12月5日号にて募集させていただいているところである。こちらの説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 もう既に1回目の委員会が実施され、社会情勢やこれまでの福祉施策の整理、市の将来像、福祉のあり方についてということで、委員の方はこれを机上に乗せて話し合いが進んでいると考えるが、ここに与えられた資料は公開されているのか。

○松崎福祉総務課長 まだ公開はしていないところであるが、資料は今後公開させていただきたいと思う。

○橋本委員 既に30年近い月日がたっているが、30年間を見ても、唐木田駅からあそこの場所というのは、当初はみんなが往来しやすい場所になっていくのごとく言われたが、結局障がいを持つ人も高齢者も街の中から少し遠いところに行くというのは30年たっても条件的に変わってこない。大規模改修もまだ延伸されているという説明もあったが、この中では今後の土地のあり方、場所のあり方も含めて今後のことが検討されるものなのか、その辺について伺いたいと思う。

○松崎福祉総務課長 まず今回こちらの委員会では、説明にも書かせていただいたが、今後の福祉行政のあり方、市民ニーズを捉えて福祉全体の機能の役割というところを大きく皆さんと話をしていきたいと思っている。その結果総合福祉センターを今後どうしていくのかは次年度以降の話になっていくかと思っているが、まず福祉行政全体をとらまえて、今後どのような役割が必要かというところを所管では整理していきたいと思っている。

○橋本委員 私たちの所管事務調査事項になっている重層的支援体制の整備というのは、まさしくこの総合福祉センターのように障がいを持つ人も、高齢期の人も、また私たち市民も使えるというところで発展させていかなければいけないと思うが、重層的支援体制ということも、この委員会での検討や3回のワークショップの中では何らかの形で検討されると受け止めてもよいのか。

○松崎福祉総務課長 具体的に重層的支援体制整備事業についてという項目立てを考えているところではないが、私たちは地域福祉計画の策定もこの後進んでいるところであるが、市全体として地域共生社会、包括的な相談支援体制

というところは計画の中でも推進していくものとして捉えているので、そういった全体を見ながら話を進めていこうかと考えている。

○橋本委員 確かに皆日常的に「重層的支援体制」という言葉も使われていないぐらい概念としてはなかなか整理もされないし一般化していないが、これの持つ本当のこれからの未来像を考えたときには、いろいろな公募の方も含めて、社会福祉協議会の責任者の方も当然委員に入っているし、大学の先生も入っているが、こういうところでそうした名前をたくさん使うことよりも、それを基本にして本当に今、福祉総務課長が言われたようなこれからのあり方、市民も交えたあり方を検討していただく場になるかと思うので、ぜひ積極的にこうした話し合いがワークショップの中で行われるように所管としても対応していただきたいということを申し上げておく。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会事項4番、多摩市地域福祉計画(素案)について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、多摩市地域福祉計画(素案)について説明をさせていただく。こちらは資料を3つ配付させていただいている。まず概要の素案である。それから計画の概要、そして説明資料の3つを用意させていただいている。概要を開きながらこちらの説明資料を見ただければと思う。

地域福祉計画に関しては、皆様ご承知のとおり計画の位置づけとしては社会福祉法第107条において努力義務として規定されており、地域共生社会の実現に向けて地域福祉の推進、地域生活課題の解決に向けた施策の設定や支援体制を整備していくことを目的としているところである。現計画であるが、令和4年度に策定し、今年度は計画期間の中間年度を迎えているところである。そのため、所要の見直しをさせていただく。

見直しの内容としては、一番下から4行目あたりから見ただければと思うが、大枠である基本理念や地域づくりの視点は変更せずに、まず1つ目としては、第六次多摩市総合計画は現計画策定後の令和5年11月に策定されたものであるが、総合計画との整合性の確保を図っていく。2つ目としては、評価方法の見直し、こちらは施策体系の見直し、ロジックモデルの導入をさせていただく。3つ目としては、重層的支援体制整備事業実施計画の策定、こちら

は地域福祉計画に内包していくという形で実施させていただいている。

概要のところを見ていただければと思うが、計画の見直しの趣旨に関しては、素案のページ1、こちらは全体で言うと7ページぐらいになるかと思うが、こちらに第六次多摩市総合計画の反映や、重層的支援体制整備事業実施計画等の反映をさせていただいているところである。

計画の策定体制と策定の経緯であるが、計画の策定体制については、推進市民委員会そして庁内委員会を開催して進めているところである。(2)の策定の経緯はこちらの表のとおりである。会議を実施してきているところである。12月25日まで、一部19日までとなっているが、現在、パブリックコメントを行わせていただいている。

3番、計画の概要である。(1)は施策の体系を示させていただいているところである。こちらは記載のとおりであるが、地域福祉計画の最終ゴールとしては地域共生社会の実現、健幸都市の実現という目標を掲げており、目指す方向性としては、誰もが認め合い支え合うみんな笑顔で健幸なまち多摩に向けて取り組んでいっているところである。(2)は重点事項を書かせていただいている。

添付資料は、今お話ししているとおおり、素案と素案の概要版をつけさせていただいている。概要版をご覧いただければと思う。概要版の右側に、柱として「基本理念」「施策の展開」「評価方法の見直し・ロジックモデルの導入について」と書かせていただいているが、真ん中の施策の展開というところでは、今回特徴としてはロジックモデルの導入をさせていただき、施策体系を目指す地域像（最終アウトカム）を達成するための過程（中間的な成果）、そして短期的な成果（初期アウトカム）を明示したところである。その結果、類似した内容を統合して、目指す地域像を8項目から5項目に地域像を変更しており、基本施策を6項目から5項目に修正しているところである。ただ、こちらは統合をさせていただいたもので、記載していた要素を削ったものではない。

こちらの2ページ目を見ていただくと、全体の施策体系を掲載させていただいているのでご覧いただければと思う。評価方法に関しては、2つの事業に関してロジックモデルを導入させていただいている。第六次多摩市総合計画に掲載している事業など重要と考えられる事業、高齢者の介護予防事業や障がい者の差別解消事業に関してロジックモデルを導入させていただき、評価の取り組みを進めていきたいと考えている。

今後のこちらの計画策定の予定であるが、パブリックコ

メント終了後、年明けに改めて推進市民委員会、庁内委員会を開催させていただき、3月の健康福祉常任委員会で原案の報告をさせていただければと思う。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 この地域福祉計画については、以前だったら健康福祉部がウエートを置いてやるのが当然だと思っていたが、途中から健幸については企画政策部に移っていき、そちらに担当部長もおられるではないか。そうすると、特に議場などで言われる健幸都市の実現となると、昨日の総務委員会で協議会報告はなかったと思うが、庁内の擦り合わせだけでいくよりも、私たちは総務常任委員会に行ってしまうこと自体に違和感を持っていたが、企画政策部の担当部長もそれに絡んでいて、この計画そのものは総務常任委員会の協議会でもきちんと共有すべきことだったのではないかと私は昨日読んでいて思ったが、その辺について健康福祉部長の見解を伺う。

○伊藤健康福祉部長 健幸まちづくりについては、ご指摘のとおり今企画政策部に移っているが、一つずつご説明をさせていただいたように、全庁横串ということで企画政策部門がきちんと全庁をトータルに見ながら、全市を挙げて健幸まちづくりを進めることになっている。今回の地域福祉計画については先ほど福祉総務課長からも説明したように任意の努力義務であり、こうした計画を立てることは基本的に社会福祉法に定められている各個別計画という位置づけで、所管でこちらの計画を立てさせていただいているところである。

健幸まちづくりについては全庁横串で、もちろん健幸まちづくりにはこちらの地域福祉計画も含むが、そのほか高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、都市計画マスタープラン、交通マスタープランについても横串を通して幅広く担当していただいているところである。総務常任委員会での説明については、個別計画ということで、あえてこの地域福祉計画のご説明をするところではないと考えている。

○橋本委員 だから、この場でやったことは全然問題ではなく当然のことだと思うが、昨日も個別のときになると突然健幸ポイント事業「TAMAるんるん♪」が総務常任委員会で報告され、それでいて大きな視点で考えなければいけない地域福祉計画のときには総務常任委員会にはかからないということ自体に私は、これはもうパブリックコメントの時点になっているので、せめてこういうものが進んでいって健幸の部分、誰もが認め合い支え合うという第六次多摩市総合計画の下にあるということではやはりやるべき

ではなかったかと、昨日ずっと両方を見ながら思ったところである。今回については過ぎてしまったことであり、あした総務常任委員会があるわけではないが、そういう意見があったということで、全体を考える経営管理的な視点のところで言っただけだと思います。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会事項5番、第二次多摩市再犯防止推進計画(素案)について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、第二次多摩市再犯防止推進計画(素案)について報告をさせていただく。こちらも資料を3点つけさせていただいている。計画の素案、概要版、そして説明資料である。先ほどと同様、説明資料と概要版をまずご覧いただければと思う。

こちらの第二次多摩市再犯防止推進計画に関しては、計画の位置づけとしては再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として、国や東京都の第二次再犯防止計画を勘案して策定しているところである。私どもこちらを受けて、日野市、稲城市、多摩市の3市で共通理念を策定しているところである。その日野・多摩・稲城3市共通理念のもとに、多摩市の現状に沿ってこちらの第二次多摩市再犯防止推進計画を策定しているところである。

こちらの計画の内容に関しては、就労支援や住居の確保、保健医療、福祉サービスの利用の促進など、市が提供している各種施策で再犯防止に資する取り組みとなるものや、副次的な効果として再犯防止につながる可能性のある取り組みを記載して取りまとめているところである。

こういった再犯防止の取り組みをすることで、犯罪を犯した者の円滑な社会復帰を後押しし、市民の犯罪被害を防止するとともに、地域住民に対する啓発を行って、安全で安心して暮らせるまちを実現していくことを目的とさせていただいている。

なお、本計画は、各重点課題に沿った行政施策や関係機関の諸活動に対して目標値は設定していないところである。計画の推進に当たっては、地域福祉計画に内包される計画という位置づけでもあるので、地域福祉計画の推進市民委員会でも各施策の具体的な内容をご説明したり意見交換を行いながら進めているところである。

こちらの重点課題6つである。概要にも書かせていただいている。就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、非行の防止・学校と連携した修学支援等、

民間協力者の活動の促進、広報、啓発活動の推進等、再犯防止のための連携体制の整備等、そして日野市、稲城市、多摩市の3市共通で行う取り組みを重点課題とさせていただいているところである。

概要の計画期間に書かせていただいているが、こちらは来年度からの5か年計画となっている。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会事項6番、多摩市民生委員・児童委員の一斉改選状況について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、資料をご覧願う。多摩市民生委員・児童委員の一斉改選の状況について報告をさせていただく。

先日、3年に一度の民生委員の一斉改選を行ったところである。12月1日から新たなスタートをしているところである。

今回の改選状況の項目2番、委嘱者の状況を表に掲載させていただいた。右から数えて3つ目のところに委嘱者数の数字を掲載させていただいているが、今回委嘱者に関しては、定数112人のところ79人という結果であった。欠員に関しては33人、充足率70.5%となっているところである。前回の一斉改選時より1名減という状況になっている。

今回新たに委嘱した箇所については、下に図を載せさせていただいているが、緑色の色づけがされているところが新たに委嘱ができた地区である。網かけになっている赤い箇所に関しては、現在欠員となっているような状況である。

ただ、今度新たに委嘱できるのは4月になっているが、今も引き続き民生委員の確保には取り組んでおり、4月にも新たな委嘱ができるような状況でもあるので、引き続き担い手確保に取り組んでいきたいと考えているところである。

説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。中島委員。

○中島委員 今回3年に一度の改正ということで、全国的にも年齢的に高齢の方が多く、今回も年齢要件で退任の方が「6人」と書いてあるが、そういった年齢要件で退任される方も右肩上がりでふえていると同時に、新しく活動された方が1期でやめてしまうような話も全国的に多いと聞いているが、多摩市でもそのような傾向があったのかお聞きしたいと思う。

○松崎福祉総務課長 年齢要件による退任は今回6名の方がおられるが、そのほかの退任では、1期でおやめになられた方は幸い多摩市にはおられなかった。ただ、途中で退任される方の理由をお聞きすると、ご家族の介護やご自身の体調ということをお聞きしているところである。

○中島委員 始められた方にはなるべく長く続けていただくのが理想だと思うが、様々な活動内容があり、その悩みを会合等もあるだろうからそこで話題にすることもできるだろうが、実際そういった方には言いにくいというような話もお聞きする。例えば第三者というか市の職員に直接ご相談もできると思うが、逆に市の職員から新しく始められた方に状況はどうであるかと尋ねるようなことはされているのかお聞きしたい。

○松崎福祉総務課長 委員が言われるとおり、1期目で辞めていくというところは、全国的にも課題として認識しているところである。そこで多摩市でも昨年度から実施しているが、早いうちに悩み事は解消していきたいということで任期ごとの座談会、同時期に着任された方同士でざっくばらんに気さくに話し合いができる、また、それが中堅層というかある程度経験を経た方々同士でもまた違った悩みが出てくるのでその方同士でということで、地区ごとのコミュニケーションを図る場面がたくさんあるが、横のつながりを持たせていく場面が少なく、できていなかったという反省点も踏まえて、そのような取り組みをしているところである。実際にやってみて民生委員たちからも非常に好評だったので、まずはそういった横のつながりをしっかり深めていくということで対応しているところである。

また、悩み事はなかなか言いづらい、同じことをしているからこそ言いづらいこともあるので、事務局には遠慮なくご相談願うという発信もさせていただいているし、民生委員の皆様方と折々会う機会に一声かけてご様子はどうかと、着任早々の民生委員さんにはこちらもなるべく声かけをしていくという意識を持って動いているところである。引き続きそちらも意識していきたいと思う。

○折戸委員 1点だけ教えてほしい。新しくなられた方が8名になっているが、その年齢構成と男女比はわかるか。

○松崎福祉総務課長 年齢については手元に資料がなくて申しわけない。男女比は、男性が2人、女性が6人である。年齢層は広くて50代から60代・70代、そのようなご年齢の方に今回着任していただいたように記憶している。

○折戸委員 年を取っても、要するに成り手不足が多いから再任、再任という形で年齢を広げていったという経緯がある。確かにベテランの方に残っていただくのは非常に良

いが、50代あるいは40代でもなっただけような環境づくりをもっと積極的に広めていただかないと、今も厳しい状況であるし今後もきつと思うので、そういう点の掘り起こし方の工夫をぜひしていただきたい。

一つには、ある一定期間でもよいが、例えば管理組合がたくさんあるのでそういうところに呼びかけをしてみる、そうするとその関係の中で話題になる、あるいは人選についてこの人がよいというような声も上がってくるというのも一つの手法として捉えていただき、広げていける環境づくりをやっていたらとありがたいと思っている。

○松崎福祉総務課長 若い世代の方にも活躍していただきたいというのは、委員の言われるとおり、私どももそのように思っているところである。働いていても民生委員活動に携わることができるようにということで現在民生委員さんにモバイルパソコンを支給させていただいており、そういった新しいツールを使っていくことと、会議もウェブ会議などを併用しながら出やすい環境を整えていく、そもそもの会議回数を見直していく、そのような工夫を今民生委員さんと一緒に考えているところである。また、管理組合を通じての周知はこれまでもさせてもらっているところであるが、引き続き取り組んでいきたいと思っている。

○伊藤健康福祉部長 管理組合というところであるが、現実はかなり厳しい数字で、いろいろな取り組みをしている。

先ほど松崎福祉総務課長が申し上げたように今回8人で女性6人、男性2人であるが、福祉総務課が従前から管理組合に回覧したり広くチラシをまいて周知したり、かなり努力して8人中4人と結構多くの方に応募してきていただいている。

もう一つ、先ほどのお仕事の話であるが、市内の社会福祉法人、具体的には特別養護老人ホームで実際その福祉の仕事に携わっておられる在住者ということで各特別養護老人ホームに訪問させていただいてお願いをしたところ、2人の方が働きながら、特別養護老人ホームの職員の方であるので高齢者の方と接する機会もあるということで今回なっただけだった。そのようにいろいろな取り組みをしているところである。

ただ、現状管理組合はかなり厳しく、多摩市はご存じのようにいわゆる管理組合と町会・自治会という区分けの中で、管理組合の中から民生委員を出してほしいと言うと、町会・自治会とは温度差がやはりある。そうした難しさというのはニュータウン固有の課題であると思っているので、折戸委員ご指摘のところ、そうした管理組合にいかにかアタックしていくのが重要なことだと考えている。

それは松崎福祉総務課長がお話しさせていただいたように仕事をしている方についてどうするかと、あと中島委員のお話もあったところで、もう一つの柱としては新しい人も確保するが今やっていただいている方も辞めないでほしいという二本柱で進めていきたいと思っている。

○橋本委員 民生委員は同じ地域、ここで言うと2番目の困難者がたくさんいる都営住宅等で高齢期の方が多いところは民生委員でそこを担当する人もなかなか出てこないという現実があると、私も感じている。

それで、一番の困り事、民生委員が少ないことで何が本当に困るのか、なっている人たちはこのようなことをしていると青少年問題協議会等でよく話題になり、私の知人もなっているのだから、一般的に言ったら民生委員が7割しかいないことに対して市民に危機感を持ってもらえるような、例えば孤独死が発見できない等何かそういう現象がないと、これはボランティア的なところが非常に強いので、不在することで何が一番この多摩市にとって障害があると日常感じておられるのか、その項目をお聞かせいただいたらと思う。

○松崎福祉総務課長 非常に難しいご質問をいただいたなと思っているが、私たち常日頃民生委員に何を願っているかという、地域と行政のつなぎ役、パイプ役をお願いしている。地域の中で困り事を抱えている方が民生委員さんに悩み事を何かご相談されたら、ぜひ市役所につなげてほしいということをお願いしている。

そこから考えると、やはり身近な方に、多分いきなり皆さんいろいろな場面でも行政に相談しに行くのはハードルが高いということを私もこれまでいろいろな場面で伺ってきているが、そのハードルの高さを多分民生委員さんがおられることでワンクッションハードルが下がるのではないかと私は受け止めている。そういう意味では、おられるのか、おられないのかで相談のしやすさに大きな差が生じているのではないかと思う。はっきりとしたデータではなく、本当に感覚的なところで、そのように感じているところがある。

○橋本委員 この民生委員の問題は、健康福祉常任委員会で定期的に協議会事項として出てくる。私は委員になるのが久しぶりであるが、見ていると皆地域と行政のつながりということで議場でもお答えになっていてそのとおりでと思うが、なっている方のご苦労を聞くと、とても良いことだと思うが悩み事を聞くと自分も同化してしまって眠れなくなる、真面目な人ほどそうなる。

だから、その辺のところを先ほどのお話のように行政に

よってケアをしてもらわないと、今の時代、民生委員になることで自分の心の平安が保てないということ先輩から聞いて、そういうことがあると私にはできないと思うし、議員をしているとそれと似たような役割を果たすことがあるのでわかるが、この辺のところをもう少し、困ったときには本当に専門家がいて受け止めるということを具体的に示していかないと、なってもよいかなど思いつつ家族に相談すると、大体家族から責任重大なことはやめたほうがよい、生死にも関わると言われて辞退したという方の話を聞いているが、それも複数である。

真面目な方にやっていただきたいが、先ほど折戸委員からあったように、本当に責任をその人だけにかぶせてしまうようにならないことをこれからある意味新しい時代の民生委員像としてやっていかないと、この7割が6割になったりしたらどうなるのだろうかといつもはらはらしているが、そのような形で少しずつ具体的に、具体的でない管理組合で言われてもなかなか「はい、なります」とならないと思うので、その具体策を少し目に見えるように進めていただきたいということをお願いしたいが、いかがか。

○松崎福祉総務課長 本当に貴重なご意見ありがとうございます。民生委員については、私も様々な形で候補者の推薦をいただいて説明する機会があるが、最初に説明を受ける方からは「やはり大変だね」といった言葉が出てくるようなところである。

そこで、所管として今大事にしていきたいのは、民生委員さんとして今活動していただいている方々は、その取り組みにやりがいと誇りを持って取り組んでいただいているところである。民生委員になったからこそその地域とのつながり、民生委員同士のつながり、あとは民生委員になったことで介護の世界をよく知れた、福祉の世界、本当は自分で普通に暮らしていたら知らないようなことも知ることができた、自分自身に非常に役に立ったということも一方ではお話をさせていただいているので、民生委員をやったからこそその良さうか、どうしても大変さが先行してしまっているが、やったことの良さというところもしっかり私たちは伝えていかなければいけない、そこを進めていきたいな思っている、大変さへのケアも委員言われるとおりに非常に重要と思っているので、民生委員ご自身が悩みを抱えて潰れていかないように私たち事務局はしっかりフォローしていきたいと思っているし、そのために横のつながりをしっかりつくっていく、支え合う仕組みを民生委員同士の中でもつくっていくこともやっていきたいと思っている。民生委員のやりがい・魅力の発信、民生委員ご自身が健康

で元気に意欲を持って続けられるというところをしっかりと意識しながらやっていきたいと思う。

○橋本委員 桜ヶ丘での介護予防体操のときに民生委員をやっている方が、やってみたら、その中でこのように大変なことが、知らなかったことがあったということをご自分の経験として語っておられた。前向きに今度は介護予防の分野へという形になったわけであるから、多分家庭におられればその道に進まなかったと思うので、ぜひそういう突破できる方をふやしていただきたいと思う。

○伊藤健康福祉部長 非常に大事な点だと思う。一方、地域包括ケアと言いつつも民生委員は全国一斉改選で、地域で地域の民生委員のあり方を考えられるようには現状の仕組みがあまりなっていないというのが実際大きいところもある。その時期や成り手が不足していることに対して、先ほどの管理組合の話は、多摩市でいろいろな課題を消化して解決しながら民生委員を見つけるような仕組みになっていないところもある。一方では、歴史が百何年ということと、現状の実際の民生委員のやりがい等も含めたあり方については、今後国へしっかりと声を上げていきたいと思っている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会事項7番、生活困窮者自立相談支援事業の実施状況について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、資料をご覧願う。生活困窮者自立相談支援事業等の実施状況について報告をさせていただきます。

項目1番、しごと・くらしサポートステーションの相談状況についてである。表の一番右側をご覧願う。今年度10月末時点の新規相談者数、こちら実人数であるが115人、生活保護へつないだ件数は15人となっているところである。

前回7月末時点でご報告させていただいているが、前回75人だったところが3か月で40人増、生活保護に関しては6件プラスでふえているところである。

(2)の相談延べ件数の推移であるが、上段のAのところ、令和7年度相談延べ件数と方法の内訳・前年度比較であるが、折れ線グラフの令和6年度の相談延べ件数に対して棒グラフの数字が大きくなっているところでは、相談件数は昨年度よりもふえてきているような状況である。

続いて、次のページをご覧願う。新規相談の内容である。新規相談者の課題割合であるが、こちらは複数回答で回

答いただいている。今回の新規相談者の方40人のうち何%の方がその課題を抱えているかを棒グラフで表している。前回の7月末時点と同様に、傾向としては収入や生活費が一番高く、次いで家賃やローン、そして住まいの相談が一番多くなっているという状況は変わらないところである。ただ、相談実人数に関しては、前回ご報告した5月から7月の3か月よりは少なく、前は57人で課題累計は130件だったが、今回40人で課題累計は88件で、件数としては少なくなっているところである。

(4)住居確保給付金の推移であるが、令和7年度はオレンジ色の棒グラフである。あと転居費用の補助も令和7年4月より制度開始しており、利用される方が出てきているようなところである。

次のページは、多摩市社会福祉協議会生活福祉資金特例貸し付けの償還状況を載せさせていただいている。こちらについてはご覧いただければと思う。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会事項8番、不足額給付金の制度概要・実績について、市側の説明を求める。

○松崎福祉総務課長 それでは、資料をご覧願う。不足額給付金の制度概要・実績についてである。不足額給付金を今年度実施させていただいたところである。こちらの制度の趣旨を1番の趣旨のところの上段2行目に書かせていただいているが、物価高騰対策やデフレ脱却のための一時的な措置として令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく給付事業として実施したところである。

実際の状況である。2番、通知発行者数・支給総額の実績ということで表をまとめさせていただいている。今回対象は様々で、通知も4種類に分けて送付させていただいており、それぞれ手続を進めたところである。

2ページ目をご覧願う。こちらの申請書類の受け付けはすべて終了しており、現在最終的な支給の処理を進めているところである。来年1月末には全ての支給が終了する予定である。報告は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会事項9番、令和7年度上半期(4月～9月)生活

保護相談・申請状況等について、市側の説明を求める。

○関生活福祉課長 それでは、協議会資料9をご覧ください。令和7年度上半期生活保護相談・申請状況等について説明させていただきます。

初めに、相談・申請数になる。令和7年度相談件数は、4月から9月の合計で425件となっており、昨年度同時点では389件で、増加しているところである。コロナ禍以降も引き続き多い状況が続いているところである。

続いて、申請についても令和7年度上半期については合計152件、令和6年度の同時期が121件でやはり増加しており、依然として多い状況が続いているところである。

続いて、被保護世帯、人員、保護率推移という資料をご覧ください。こちらについては、保護世帯数はコロナ禍以降高止まりが続いている。ここ1年ほどずっと2,040世帯程度で推移していたところであるが、今年度6月以降若干増加傾向にあるところである。人員、保護率推移についても、保護世帯数と同様の動きを取っているところである。

続いて、東京26市保護率比較となる。当時令和6年度の資料になるが、多摩市は17.2パーミル、1,000分の1が1パーミルであるが、こちらについても26市の平均と同程度の水準となっているところである。

最後に、世帯類型別世帯数の推移で、現在約2,070世帯あるところであるが、そのうち約半分近くが高齢者世帯で、65歳以上の世帯員で構成されている高齢者世帯が全体の44.4%となる。

続いて、その他世帯が19.5%、障がい者世帯が18.3%となっているところである。説明については以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 最後の資料に表れていると思うが、私の周りを見ていると、高齢期になってパートナーのどちらかが亡くなることで非常に減収となり、ご自分の国民年金だけだととてもという形の方が多いので、しばらくはそういう方のご相談と生活保護を受けるケースがふえるのではないかなと思うが、その辺はどう見ておられるのか。

○関生活福祉課長 今ご質問いただいたとおり、引き続き高齢者の方からの相談が多いところである。お一人、単身者の方がふえてきているというところもあるし、例えばお二人の高齢者の方であっても、年金と就労で生活していたが年齢で体調を崩されて就労がなくなって年金だけでは生活ができないといった相談をいただいているところである。

○伊藤健康福祉部長 今の全体のところで、このグラフの最後は高齢者世帯となっているが、この高齢者世帯は純粋

に高齢者世帯を指しており、いわゆる8050という高齢者の方と息子さんや娘さんというのはその他世帯にカウントされている。だから、橋本委員が言われたように、例えばご主人と奥様にお子さんが1人、あまり仕事をしていないような50代の男性がいて、ご主人が亡くなって年金収入がなくなり、遺族年金だけではやっていけない、生活保護を受けたいとなると、それは高齢者世帯にカウントされずにその他世帯にカウントされてくるので、実質高齢者という今のお話だと、相当数は多いということになってくると思う。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会事項10番、第10期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和9～11年度)の策定スケジュールについて、市側の説明を求める。

○五味田高齢支援課長 10番目の資料をご覧ください。第10期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和9～11年度)の策定スケジュールについてである。現在第9期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて事業を実施している。この計画が令和8年度をもって終了することから、第10期の計画(令和9～11年度)の作成に向けて作業を進めているので、その進捗状況と今後の策定スケジュールについて報告する。

1番、計画の位置づけである。この計画は、老人福祉法の規定に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一つにまとめたものである。

2番、第10期の計画の方向性である。この計画は、地域包括ケアシステムの充実と、地域共生社会のさらなる深化を実現していくことを目的に、介護保険や介護予防事業にとどまらず、地域支援事業や市の独自施策等を含めた検討を進め、計画を策定していきたいと考えている。今回は、①として、ロジックモデルを活用して成果指標を設定する、②として、地域のワークショップを開催して市民の声を丁寧に集め、計画に反映させたいと考えている。

3番、計画策定に向けた検討の場である。(1)多摩市介護保険運営協議会、前回もこちらの協議会にかけて意見をいただいている。(2)が地域ワークショップで、これを今回新しくやりたいと思っており、2回程度予定している。(3)は、この計画案の策定のための会議体にもかけたいと思っており、第9期のときと同様に既存の会議体に意見を聞きたいと考えている。(4)が計画改定案策定委員会で、

庁内の課長級の職員が委員になって行く委員会も検討している。

次のページに行く。4番、高齢者実態調査についてである。これは計画策定のもととなる実態調査を実施する。3つの調査で構成されている。今回は、ロゴフォームを活用したものも取り入れたいと思っており、回収率の向上に取り組む。調査期間は令和8年1月16日～2月6日を予定している。3つの調査であるが、1つ目が介護予防・日常生活圏域ニーズ調査である。こちらは65歳以上で介護認定を受けていない方を4,000名無作為で抽出し、調査票を送る。2つ目が在宅介護実態調査で、こちらは在宅生活をしている要支援・要介護認定を受けている方1,500名を無作為抽出する。3つ目が介護保険事業所調査で、こちらは市内の介護保険サービス事業所、全181事業所に送る予定である。

5番、スケジュールであるが、市の欄を見ていただいて、令和8年1月～2月に実態調査を行い、年度が明けて5月～6月に地域ワークショップを予定、8月から策定委員会を開催し、12月頃からパブリックコメントを実施し、令和9年3月には出来上がる予定としている。説明は以上になる。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 いろいろ様々調査をすると思うが、4の②の在宅介護実態調査の中で、プラス市独自5問程度というのはどのような分野のことなのか、既にお考えがあればお答え願う。

○齊藤介護保険課長 こちらの在宅介護実態調査であるが、基本項目としては厚生労働省から示されている質問がある。

それ以外にということで、まずご本人に対してであるが、介護保険サービス以外のサービスを使っていて、その場合にどのぐらい月当たりの費用負担をされているのかを独自に今回設定させていただきたいと思っている。

また、介護をされている方への質問もあり、こちらに関しては、介護をされている方がその介護もしくは介護に伴う生活の中でお困り事があるか、そしてお困り事を相談する先があるかという形で設問を設定し、独自という形で今回アンケートしていきたいと考えている。

○折戸委員 ①の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の中に、対象者を65歳以上で要介護認定者を除く4,000人とある。以上というたとえば65歳から90歳までであるではないか、結構年齢の幅があり、例えば65歳～70歳は何人と出てくると思うが、そのバランスを考えた上での無作為抽出という形でないと、偏らないでほしいと思うが、それについては

どのように考えておられるのか。

○五味田高齢支援課長 年齢層の割合に応じて抽出し、地域も偏らないように5つの圏域でバランスよく抽出する予定になっている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、協議会事項11番、令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについて、市側の説明を求める。

○齊藤介護保険課長 それでは、協議会資料の11をご覧願う。令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しについてである。2ページ目にお移り願う。

令和7年10月1日に厚生労働省から事務連絡という形で案内があった。内容であるが、2ページ目に黒点が3つある。1つ目である。令和7年度の税制改正で給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられた。これに伴い、一部の介護保険被保険者の標準段階に移動が生じてくる。この移動に伴って令和8年度の保険料収入が当初の想定よりも不足する可能性が出てきた。2つ目の点である。想定しない保険料の収入不足を可能な限り防ぐため、一部の介護保険被保険者の合計所得金額に税制改正前の基準を当てはめ改めて計算し直したもので介護保険の保険料の段階を判定するという内容について令和8年4月、来年4月に介護保険法の施行令を改定する予定であるということで、10月1日に事務連絡で各自治体に報告があったものである。あくまでもまだ予定であり、施行令が改正されたときにはまた改めて連絡をするということで報告があったが、いまだその連絡は来ていない状況である。

次、3ページ目にお移り願う。令和7年10月1日に示された内容である。まず1つ目であるが、今申し上げたとおり給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円と10万円引き上げられた。これにより令和7年度中の給与等の収入額が55万1,000円以上190万円未満である一部の被保険者について影響が想定されるということである。この190万円未満というのは、190万円以上の方に関しては控除額がもともと65万円であったが、55万1,000円から190万円未満に該当する方に影響が出てくるという説明である。

次、4ページ目にお移り願う。税制改正の影響を踏まえた令和8年度の介護保険料の見直し方針である。まず1つ目であるが、合計所得金額については、給与等の収入55万1,000円以上190万円未満の第1号被保険者の合計所得金額

に、見直しが行われる施行令に基づいて算定した引き上げ額を加算して計算をし直すという内容になっている。②であるが、令和7年度税制改正により計算し直した場合に令和8年度本人非課税となった場合でも、本人非課税者の要件に該当しないという形になる。③であるが、同じように第1号被保険者が属する世帯についても同様に計算をし直すという形で示されている内容である。

言葉だとわかりづらいところがあるので、5ページでフローチャートにさせていただいた。介護保険料の所得区分を決める際に、まずその高齢者の収入を合計所得として計算していく。また、年金のほかに給与その他例えば不動産収入があれば、そうしたものを合算して合計所得金額をまず出す。その所得金額を出す一つの部分の給与等の収入額というところがあるが、この太枠で書かせていただいたところが今申し上げた55万1,000円以上190万円未満の方に関しては、令和7年度税制改正で控除額が引き上げられた影響が出るので、その影響を令和7年度に準ずるような形で計算し直すという内容になっている。

その他の公的年金も含めたところで計算させていただいて合計所得が出たところで、まずは市民税非課税と課税とに分けていく。市民税課税の方に関しては所得段階が6から18という形で、それぞれ所得に関して、非課税の方に関しては今度同一世帯に課税者がいるか確認を取っている。この同一世帯の課税者についても同様に、令和7年度税制改正による影響を受けるので、こちらについても介護保険法施行令で示される内容で計算をし直して判断していくというのが、今年10月1日に厚生労働省から事務連絡として多摩市にも届いた予定の内容という形になっている。

最後6ページにお移り願う。厚生労働省の話では今年12月に公布を予定しているということであり、今のところ来ている内容としてはそこまでである。これが交付されると、介護保険法施行令は政令であり各自自治体で判断ができるようなものではなく、令和8年4月1日施行ということで公布された場合にはそれに準じて準備を進めていかなければならないということで、国から12月公布の連絡が来たらそれに基づいて様々な準備を進めていき、多摩市の介護保険条例で保険料率について同様の定めをさせていただいているので、介護保険法施行令の改正があった場合には、こちらについても同様の条例改正を3月の議会で上程させていただきたいと考えている。説明は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 平たく言ってしまえば、せっかく上げるから

非課税になる人もふえるではないか、だから暮らしを守ると言ったのに、3年計画であるから3年目は我慢して今までと同じだけ払いなさいということである。それを確かめたいので、まずそれだけお答え願いたい。

○齊藤介護保険課長 そういう趣旨であると私どもも受け止めている。

○橋本委員 随分取る側の理屈に合わせた施行令が出てくるのだと思うが、これは介護保険だけなのか。例えば多摩市で非課税世帯にはごみ袋等いろいろ非課税になっているものがあるが、この税制改正に合わせているのは介護だけなのか。わかっていたらお答え願う。ほかの部門にもこういうことがあるのか。

○齊藤介護保険課長 私が把握しているのは介護保険だけである。

○伊藤健康福祉部長 その理由というのは、介護保険は3年ごとに計画を立てる中で各保険者がそれに基づいて介護保険の歳入を計算してやっているの、そのところが崩れるとそもそもの保険料にも大きな影響を及ぼすことから、現状では介護保険ということだけ伺っている。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会事項12番、多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金について、市側の説明を求める。

○齊藤介護保険課長 それでは、協議会資料の12をご覧願う。多摩市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の廃止について報告をさせていただく。

まず1の報告の趣旨である。貸付基金500万円であるが、令和6年度の決算監査でも監査委員から、貸し付け実績等を踏まえた基金のあり方について検討するよ、ということのご指摘を頂戴した。こちらの指摘を受けて、介護保険の貸付基金について確認させていただいたところ、平成27年度以降10年以上にわたって利用実績がないということであった。こうした実績を踏まえ、令和8年3月の定例議会において条例廃止の議案を上程させていただきたいということで現在準備を進めているものである。

2に移る。高額介護サービス費等貸し付け制度の目的と概要である。こちらについては、自己負担上限額を超えて利用料の支払いが生じた際に必要な費用を貸し付けることで被保険者のサービス利用を確保することを目的に、もともと設けていた基金である。

制度の概要である。福祉用具の購入や住宅改修で被保険

者の方が一旦10割負担されることになるが高額になることがある。そうした際の費用を一時的に貸し付けてきた制度である。

(3)基金の貸し付け実績である。平成25年度に1件、平成26年度に1件で、こちらに書かせていただいているとおり9万4,500円と6万3,180円、共に住宅改修での貸し付けであった。平成27年度以降は先ほども報告させていただいたとおり貸し付け実績がないということで、この理由としては、下の米印で書かせていただいているが、住宅改修費及び福祉用具の購入について平成26年10月に受領委任払い制度、要は納品いただく、もしくは工事に入っていた事業者に市からお支払いできるような形の制度を設けた。

これに伴い、工事の際にはご自分の1割・2割・3割負担で工事を受けて、後で市から事業者の方にお支払いするという制度を設けた後からは、この基金の利用がないということである。

次のページにお移り願う。他市の状況である。今年の1月に26市を対象にした調査をしている。既に基金を設けていない市が16市、基金を設けている市が多摩市を含めて10市であった。基金の額は100万円～500万円の範囲ということで、基金を設けている10市の中でも、過去10年間に貸し付けがあったところは三鷹市1市であり、令和元年度に1件のみということであった。

4番に移らせていただくが、こうしたことから基金を廃止していく方向で準備を進めさせていただきたいというものである。また、基金の廃止に合わせて、4番で廃止に伴う対応として、住宅改修の際に実績のある事業者の方にはこの受領委任払いをさせていただくが、新規事業者がいた場合には償還払い、一旦自己負担10割ということも考えられる。介護保険サービスの利用が、今後、事業者の新規参入などもあるということも考え、基金は廃止するが、年度予算という形で貸し付け制度を維持していき、仮に償還払いを利用する被保険者の方がおられた場合には、貸し付け制度は維持されているので、こちらを使っただけで滞りなく介護保険サービスを利用いただくよう対応していきたいと考えている。

今後のスケジュールは、先ほど申し上げたように、ここで報告させていただいた後、来年3月の議会で基金の条例廃止の条例案を提出させていただきたいと考えている。報告は以上である。

○きりき委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。橋本委員。

○橋本委員 この実績としてあった平成25年度・26年度に

ついては、当然貸し付け金が全部戻ってきているという解釈でよろしいか。

○齊藤介護保険課長 戻ってきている。

○橋本委員 先ほど監査での指摘という言葉もあったが、介護保険の基金だけではなくほかにも基金があるかと思うが、保健医療政策担当部長レベルでは国民健康保険税の基金はどうなっていくのか。

○本多保健医療政策担当部長 今回我々の部署としては、国民健康保険の出産費用の貸し付けと高額療養費の貸し付けの2つがあり、この2つについてはまだ未返還金というのがあり、返していただけていないものがある。これをもう少し掘り下げて、時効の関係も確認させていただいた上で処理したいと思っている。ただ、出産については昨年度貸し付けがあり、出産費用が保険適用になるまでの間は貸し付けの見込みがあるかと思っているが、一方で、高額療養費についてはここ五、六年貸し付けがないので、その未返還金の整理ができ次第、適切な処理をしたいと思っている。

○橋本委員 指摘をさせていただいたのも、そういう未返還金をきちんと整理して、そして必要なものは残すが、必要でない基金ではほかで代替できるものは整理していくことが多摩市の財政上もよいのではないかと指摘だったので、今国民健康保険のことがあったが、それはぜひ進めていただきたいと思う。

○きりき委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○きりき委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午前11時51分再開

○きりき委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全て終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午前11時51分閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長 きりき 優